

農地利用効率化等支援交付金の運用について

制 定：令和 7 年 9 月 2 日付け 7 経営第1431号

改 正：令和 7 年 9 月19日付け 7 経営第1541号

農林水産省経営局長通知

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により農業用機械等が被災した農業者に対し、農地利用効率化等支援交付金の優先採択による支援を行うため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和 4 年 3 月30日付け 3 経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の運用について別紙のとおり定めたので御了知願いたい。

ただし、本運用については、令和 7 年度の実施に限り適用するものとする。

別紙

- 1 国は、令和7年8月6日から的大雨並びに台風第12号及び第15号により農業用機械等（以下「機械等」という。）が被災した農業者が、本事業を活用して融資又は地方公共団体による上乗せ措置による支援を受けて、被災した機械等と同種の機械等の修繕又は取得等（支援計画の承認前に着工したものを含む。以下同じ。）を行い、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に、当該取組について都道府県への予算配分に当たって優先的に配分するものとする。
- 2 1の場合において、実施要綱別記のⅠの規定の適用については次のとおりとする。
 - (1) 第1の3の(1)のアについて、「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）を対象として」とあるのは、「経営改善に必要な機械等について、令和7年8月6日から的大雨並びに台風第12号及び第15号による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者であり、かつ、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）を対象として」と読み替えるものとする。
 - (2) 第1の3の(1)のイの(ア)について、「融資を受けるものであること」とあるのは、「融資又は地方公共団体による上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けるものであること」と読み替えるものとする。
 - (3) 第1の3の(1)のイの(イ)のeを次のとおり読み替えるものとする。
 - e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (4) 第1の3の(1)のイの(イ)のgについて、「助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等」とあるのは、「本事業以外の国の補助事業を活用して着工し、又は整備の完了した機械等」と読み替えるものとする。
 - (5) 第1の3の(1)のイの(イ)のiを次のとおり読み替えるものとする。
 - i 助成対象者が過去に本事業等により機械等を導入等した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。
 - (6) 第1の5の(3)のアに「なお、支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りではない。」を加え、第1の5の(3)のオの「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。」とあるのは「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合及び支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りではない。」と読み替えるものとする。

(7) 第2の1の(1)を次のとおり読み替えるものとする。

(1) 融資主体型補助事業

ア 支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、以下の(ア)及び(イ)により算定した額を限度とする。

(ア) 助成の対象となる修繕又は取得に係る機械等(以下「助成対象機械等」という。)が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象機械等ごとに以下のaからcまでのいずれか低い額を限度とする。

a 助成の対象となる事業に要する経費(以下「助成対象事業経費」という。)に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象機械等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率(園芸施設共済共済価額設定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第655号)別表1の時価現有率をいう。)並びに10分の4(園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額)を乗じて得た額を差し引いて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額(助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金)及び地方の支援措置を控除して得た額

(イ) 助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下のa又はbのいずれか低い額を限度とする。

a 助成対象事業経費に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(8) 第2の2の(5)を次のとおり読み替えるものとする。

(5) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、令和7年8月6日から大雨並びに台風第12号及び第15号により被災した機械等の修繕又は取得等に必要な額が1,000万円を超える助成対象者であって、事業実施主体が必要と認める場合は、上限額を被災した機械等の修繕又は取得等に必要な額に10分の3を乗じて得た額又は600万円のいずれか低い額とすることができるものとする。

附 則(令和7年9月19日付け7経営第1541号)

この通知は、令和7年9月19日から施行する。